

事業主様

一般社団法人 上小労働基準協会

『クレーン運転(つり上げ荷重5トン未満のクレーン)の 業務に係る特別教育』の実施について

本講習は労働安全衛生法第59条に基づき就業に必要な知識を付与するための教育です。

労働安全衛生法では、つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転(トラッククレーン等移動式クレーンを除く)の業務に従事する者に、特別な教育を行うことを義務付けています。

当協会では「クレーン運転の業務に係る特別教育」を事業主に代わり下記により開催いたします。

つきましては、貴事業場労働者で特別教育を必要とする者についてはこの機会にもれなく受講されますよう申し上げます。

記

- 1 日 時 【1日目】 令和8年9月28日(月) 受付8:40～ 開講9:00
【2日目】 令和8年9月29日(火) 受付8:40～ 開講9:00
- 2 会 場 【1日目】 上小トラック研修会館 (上田市殿城581-6)
【2日目】 上田地域高等職業訓練センター
(上田市常磐城1-3-20)
- 3 定 員 40 名 (申込締切日前でも、定員になり次第締切ります。
定員に満たない場合は、締切後も受付いたします。)
- 4 申込締切日 令和8年9月3日(木)
- 5 受講料 各地区労働基準協会会 12,650 円 (税抜11,500円、税1,150円)
上記以外(会員外) 17,050 円 (税抜15,500円、税1,550円)
- 6 テキスト代 「クレーンの運転」 1,705 円 (税抜1,550円、税155円)
- 7 申込方法

受講を希望される方は別紙「受講申込書」に記入の上、受講料 及び テキスト代を添えて
(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

※外国籍の方につきましては在留カード等写しを添付してください。

(〒383-0013中野市中野1863-1 ☎ 0269-22-2255 FAX 0269-23-0729)

FAXでの申込み、受講料振込も受付けますのでお問い合わせ下さい。

振込先 八十二長野銀行／中野支店 普通預金381906

※振込手数料のご負担をお願いいたします

8 受講の取消

受付後の取消は9月16日(水)までとし、その後の取消及び欠席者にはテキストのみお渡しし
原則として受講料は返還いたしませんのでご了承ください。

9 教育科目、時間、講師

月 日	講習科目・講習時間		時 間	講 師
9月28日	クレーンに関する知識		9:00～12:00	(一社)上小労働基準協会講師 荻原 幸則 氏
	休 憩(昼食)		12:00～13:00	
	原動機及び電気に関する知識		13:00～16:00	
	関係法令		16:00～17:00	
9月29日	クレーン運転に必要な力学に関する知識		9:00～11:00	(一社)上小労働基準協会講師 中村 猛 氏 長峯 武文 氏
	修了試験		11:00～11:40	
	休 憩(昼食)		11:40～12:30	
	実技	クレーンの運転のための合図	12:30～13:30	
		クレーンの運転	13:30～16:30	
	閉講・修了証交付		16:30～17:00	

10 受講資格

18歳以上であり、専門的・技術的な事項に関する日本語の理解力が十分であると認められる方
※母国語が日本語以外の方は『日本語の理解力申請兼同意書』をご提出ください。

11 修了証交付

本講習をすべて受講し、修了試験に合格した者には修了証を交付します

12 その他

- * 受講当日は、受講票・筆記用具・昼食を持参してください。
- * 2日目には実技がありますので実技に適した服装(作業着等)で、安全靴、安全帽(ヘルメット)綿手袋(軍手)を整えて出席してください
- * テキストは講習初日に会場でお渡しします
- * 外国語での講習は行っておりません。通訳を伴ったの受講もできません。
- * 換気のため、窓・出入口を開放します。各自服装にご留意ください
- * 発熱・咳・倦怠感・風邪症状がある方の受講はできません。